

令和8年9月24日

保護者 様

さいたま市立東大成小学校
校 長 金子 健一

学習における生成 AI の利用に係る同意書について

日頃より本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

本校では、タブレットをはじめとする ICT を活用した学びの改革に取り組んでいるところですが、技術革新やサービス開発の飛躍的な進展は、世の中に大きな変革をもたらそうとしています。特に、生成 AI の利活用は、私たちの生活の中においても浸透しはじめ、教育現場における活用の在り方についても様々な議論が行われております。今後、生成 AI との関りは避けられないものであるという認識のもと、子どもたちには生成 AI のメリットとデメリットを十分に理解した上で、適切に活用していく力が求められます。

つきましては、学校の授業において生成 AI を利用しながら学ぶ実践を展開するために、お子さんが学習において生成 AI を利用することについての同意の可否をお知らせください。

下記の内容を御確認の上、同意書の提出をお願いいたします。

保護者の皆様にはお手数をお掛けいたしますが、御理解と御協力をお願い申し上げます。

記

1 学習において利用する生成 AI

Gemini、Gemini Notebook、Canva

2 利用する期間

令和8年 10月 1日 から お子さんの卒業まで

3 利用目的

- (1) 生成 AI をめぐる社会的課題について児童生徒自身が主体的に考え、議論するため
- (2) グループの考えをまとめたり、アイデアを出したりする活動の途中段階で、足りない視点を見付け議論を深めるため
- (3) 英会話の相手として活用したり、より自然な英語表現への改善や一人ひとりの興味関心に応じた単語リストや例文リストの作成に活用したりするため
- (4) 生成 AI が作成した文章を「たたき台」として、自分なりに何度も推敲して、よりよい文章として修正していくため
- (5) 生成 AI を用いた高度なプログラミングを行わせるため など

4 その他

- (1) 学習における生成 AI の利用に同意しない場合も、授業を行う教員がお子さんに代わって生成 AI に入力するなど、お子さんの学習に不利益が生じないよう最大限配慮いたします。
- (2) 別紙「学習における生成 AI の利用に係る同意書」は、お子さんが、学校から貸与された端末でさいたま市の教育用アカウントを用いて生成 AI を利用することについての同意の可否を尋ねるものです。御家庭において御家庭の端末で私的なアカウントを用いて生成 AI を使用することについて制限するものではありません。
- (3) 別紙「学習における生成 AI の利用に係る同意書」にて、同意されない場合におきましても、個別の端末ごとに生成 AI を使用できないように設定することはできません。
- (4) 御家庭で生成 AI を利用する際には、年齢制限等の利用規約を遵守することを前提に、個人情報を入力したり、著作権に触れるものをインターネット上にアップロードしたりすることがないように、御指導ください。
- (5) さいたま市が利用対象としている生成 AI についての詳しい内容につきましては、さいたま市立教育研究所の HP を御覧ください。

5 同意書について

- (1) 学習における生成 AI の利用に当たって、別紙「学習における生成 AI の利用に係る同意書」に必要事項を御記入いただき、9月30日(水)までに担任まで御提出をお願いいたします。
- (2) お手数ですが、お子さん一人につき一枚、それぞれ同意書の御提出をお願いいたします。
- (3) 同意書の可否については、年度途中の変更も可能です。変更する場合は、担任まで御連絡ください。